

平成27年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年3月4日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	3月4日 午前10時10分		
	延 会	3月4日 午後4時06分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	10	久 田 浩 也	11	座間味 薫
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	宮 里 晃
	総務課 長	小那覇 安 隆	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課 長	金 城 正 明		
経済課 長	島 袋 輝 也			

## 平成27年第 1 回今帰仁村議会定例会

### 議事日程第 1 号

平成27年 3 月 4 日（水曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5		村長の施政方針	
6	発 委 第 1 号	今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について	説 明
7	議 案 第 1 号	今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について	説 明
8	議 案 第 2 号	今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
9	議 案 第 3 号	今帰仁村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について	説 明
10	議 案 第 4 号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	説 明
11	議 案 第 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
12	議 案 第 6 号	証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
13	議 案 第 7 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
14	議 案 第 8 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について	説 明
15	議 案 第 9 号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
16	議 案 第 10 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
17	議 案 第 11 号	今帰仁村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例について	説 明
18	議 案 第 12 号	今帰仁村立幼稚園預かり保育料条例の制定について	説 明
19	議 案 第 13 号	今帰仁村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について	説 明
20	議 案 第 14 号	今帰仁村学校給食費徴収に関する条例の一部を改正する条例について	説 明

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
21	議案第15号	今帰仁村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について	説 明
22	議案第16号	今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
23	議案第17号	今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
24	議案第18号	今帰仁村立保育所設置条例の全部を改正する条例について	説 明
25	議案第19号	今帰仁村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例について	説 明
26	議案第20号	今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例について	説 明
27	議案第21号	今帰仁村すこやか子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について	説 明
28	議案第22号	今帰仁村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例について	説 明
29	議案第23号	土地の取得について	説 明
30	議案第24号	土地改良事業の施行について	説 明
31	議案第25号	指定管理者の指定について	説 明
32	議案第26号	平成27年度今帰仁村一般会計予算について	説 明
33	議案第27号	平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	説 明
34	議案第28号	平成27年度今帰仁村後期高齢者特別会計予算について	説 明
35	議案第29号	平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について	説 明
36	議案第30号	工事請負変更契約について	説明・質疑 討論・採決
37	議案第31号	工事請負変更契約について	説 明
38	報告第1号	専決処分の報告について	報 告
39	同意案第1号	監査委員の選任について同意を求める件	説 明
40	同意案第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	説 明
41	同意案第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	説 明
42	同意案第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	説 明
43	同意案第5号	教育委員の任命について同意を求める件	説 明
44	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	説 明

○ 議長 東恩納寛政君 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成27年第1回今帰仁村議会定例会を開会します。

(開会時刻 午前10時10分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 久田浩也議員及び11番 座間味 薫議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの21日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月24日までの21日間と決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

諸般の報告。1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配布されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理をした、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配布の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

3 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

3. 12月3日 北部市町村議会議長会理事会・総会が行われました。

4. 12月5日 平成26年度納税表彰式が行われました。

5. 12月10日 今帰仁村各種団体親善スポーツ大会に参加しました。

6. 12月15日 「酒田市少年の翼」引率職員の歓迎会が行われました。

7. 12月21日 名桜大学20周年・公立大学法人化5周年式典が行われました。

8. 12月22日 年末年始の交通安全県民運動出発式に参加しました。

9. 12月25日 県知事あてに県立農業大学校誘致推進を求める要請をしました。

10. 1月2日 新春ロードレース大会が行われました。

11. 1月4日 平成27年村成人式・新春の集いが行われました。

12. 1月6日 平成27年消防出初式が行われました。

13. 1月8日 J Aおきなわ北部地区新春の集いが行われました。

14. 1月9日 今帰仁村民泊「受入家庭新年会」が行われました。

15. 1月16日 商工会「理事会」「女性部」「青年部&OB」合同新年会が行われました。

16. 1月17日 第8回今帰仁グスク桜まつりオープニングセレモニーが行われました。

17. 1月20日 国・県出先機関の長及び関係団体等と北部市町村との「新年会」が行われました。
18. 1月22日 山城清光氏県町村監査委員協議会会長就任祝賀会を開催しました。
19. 1月25日 今帰仁郷友会新年会が行われました。
20. 1月26日 奄美・やんばる広域圏交流推進協議会が行われました。
21. 1月29日 沖縄県自治会連合会懇親会が行われました。
22. 2月3日 北部振興会第3回総会に参加しました。
23. 2月10日 「ふれあい少年の翼」結団式が行われました。
24. 2月12日 沖縄県町村議会議長会定期総会に参加しました。
25. 2月16日 町村議会議員・事務局職員研修会に参加しました。
26. 2月26日 北部地区町村監査委員協議会研修会・懇親会が行われました。
27. 2月27日 県立農業大学校誘致今帰仁村期成会決起大会を開催しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。與那嶺幸人村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** 行政報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

- |     |     |  |
|-----|-----|--|
| 12月 | 2日  | 北部森林組合理事会に出席しました。                      |
|     | 4日  | 村チャリティーゴルフ大会を開催しました。                   |
|     | 5日  | 平成26年度納税表彰式を開催しました。                    |
|     | 9日  | 第3回土壌勉強会が開催されました。                      |
|     | 10日 | 今帰仁村各種団体親善スポーツ大会が開催されました。              |
|     | 12日 | 沖縄県小中学校童話・お話・意見発表大会が開催されました。           |
|     | 15日 | 「酒田市少年の翼」引率者歓迎会を行いました。                 |
|     | 21日 | 名桜大学20周年・公立大学法人化5周年記念式典が行われました。        |
|     | 22日 | 年末年始の交通安全県民運動出発式を行いました。                |
|     | 24日 | 「やんばる観光フェア in 那覇空港」オープニングセレモニーに参加しました。 |
|     | 25日 | 県知事あてに県立農業大学校誘致推進を求める要請をしました。          |
| 1月  | 2日  | 新春ロードレース大会が開催されました。                    |
|     | 4日  | 平成27年村成人式、新春の集いを開催しました。                |
|     | 6日  | 平成27年消防出初式が開催されました。                    |
|     | 8日  | J Aおきなわ北部地区新春の集いが開催されました。              |
|     | 9日  | 縣市町村長研修会、年始会が開催されました。                  |
|     | 〃   | 今帰仁村民泊受入家庭新年会が行われました。                  |
|     | 16日 | 家畜市場初セリが開催されました。                       |
|     | 〃   | 商工会「理事会」「女性部」「青年部&OB」合同新年会が行われました。     |
|     | 17日 | 第8回今帰仁グスク桜まつりオープニングセレモニーを開催しました。       |

- 1月 20日 国・県出先機関の長及び関係団体等と北部市町村との新年会が行われました。
- 22日 山城清光氏県町村会監査委員協議会会長就任祝賀会が開催されました。
- 25日 今帰仁郷友会新年会に参加しました。
- 26日 奄美・やんばる広域圏交流推進協議会が開催されました。
- 29日 沖縄県自治会連合会懇親会が行われました。
- 28日～30日 県町村長会視察研修会が開催されました。
- 2月 4日 沖縄振興会議が開催されました。
- 6日 沖縄県高校新人駅伝競走大会が開催されました。
- 10日 「ふれあい少年の翼」結団式を開催しました。
- 13日 一括交付金特別枠評議会が開催されました。
- 16日 県立農業大学校移転整備外部検討委員会現地視察団の受入れを行いました。
- 17日 第4回土壌勉強会が開催されました。
- 16日～20日 健康長寿体験滞在型モニターツアーの受入れを行いました。
- 21日 北部市町村会総会が開催されました。
- 21日・22日 沖縄オープンディスクゴルフ大会が開催されました。
- 23日 県町村会総会が開催されました。
- 26日 北部地区町村監査委員協議会研修会・懇親会が行われました。
- 27日 県立農業大学校誘致今帰仁村期成会決起大会を開催しました。

○ 議長 東恩納寛政君 これで行政報告は終わりました。

日程第5. 「村長の施政方針」となっております。村長より施政方針を述べさせます。與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 平成27年度施政方針。

## 1. はじめに

本日ここに、平成27年第1回今帰仁村議会定例会の開会にあたり、提案しております議案のご説明に先立ち、私の村政運営に対する基本姿勢と所信の一端を表明し、村民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、去年は、任期満了に伴う今帰仁村議会議員選挙が実施されました。

議会は議決機関であり、地方公共団体の意思は、住民に代わって議会によって決定されます。議会と執行部は村づくりを進める車の両輪といわれており、今後とも村民のためしっかりと議論を交わし、ともに手を携えて行政課題の解決に向かっていきたいと考えております。

また、沖縄タイムスの協力のもと地域の観光・物産と芸能を広くアピールする「ふるさと元気応援企画」を活用し開催しました「まるごと今帰仁観光・物産と芸能フェア」は本村の今（いま）を村内外の皆様にお届けし、同フェアに対して高い評価を受けましたことは、同事業を成功裏に導いてくださいました関係各位に深く感謝申し上げます。

昨年8月から11月までの期間、村内すべての字におきまして国民健康保険事業の運営状況と健康づくり、

一般廃棄物の減量化に向けたゴミの有料化について住民説明会を開催し、村民の皆様からご意見を拝聴しました。ご意見は今後の保健・環境行政に活かしてまいりたいと思います。

今後とも、村民目線に立った村政運営を進めるため、村民との対話を重視しながら、広く意見を聞くとともに村政への村民参加の促進を図りつつ、村づくりを行っていきたくと考えております。

## 2. 村政運営に対する基本方針

ここで、これからの村政運営に対する基本方針を述べてまいります。

村政運営に対しましては、今帰仁村第4次総合計画基本構想で本村の将来像「ムラ・人・農が織りなすゆがふむら・今帰仁」をめざしてまいります。

むらづくりの基本姿勢として

- (1) 自然環境と共生：やんばる型土地利用の原則を守るむらづくり
- (2) 農業を中心とした産業振興：積み上げ方式の産業振興を実現するむらづくり
- (3) むらづくりを支える地域コミュニティの強化：誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりを目指すむらづくり

以上この3つの方針を村政運営の柱に掲げ、これまで諸先輩方が築き上げてきたむらづくりの成果を大切に、新たな創造発展に向け、村民の皆様とともに協働し、その成果を共感できるむらづくりに取り組んでまいります。

また、同基本構想に基づいた前期基本計画（平成24年度～平成28年度）が4年目を迎えますので、同基本計画の成果と課題について検証する時期にきていると考えております。

## 3. 平成27年度の重点施策

平成27年度の重点施策はつぎのとおりです。

- (1) 本村の立地の優位性を生かして、沖縄県立農業大学校の誘致実現を目指します。
- (2) 沖縄振興に資する事業を県及び市町村が自主的な選択に基づいて実施できる沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）の制度を有効活用するため、今後とも広く村民の声や意見を聴取し引き続き事業の採択に向け全庁を挙げて取り組んでまいります。
- (3) 北部連携促進事業を実施したことにより、その効果が発現し村民の福祉サービスに大きく寄与しております。村民の安心安全で豊かな生活環境の整備促進を図るため、広く村民の声を聴取し、引き続き事業の導入を強力に推進してまいります。平成27年度に村営住宅建設事業を実施してまいります。
- (4) 地方の人口減少を主要課題とし、平成27年度から国が推し進める「地方創生」における総合戦略を受けて、今帰仁村独自の戦略作成を進めてまいります。人口1万人を目指し、施策の展開ができるよう企画力の向上を図るため担当職員の増、企画財政課の設置を行います。
- (5) 東日本大震災を教訓に村民の防災意識の啓発を図り、地域の防災力を高めるため、年次的に各地区で避難訓練を行ってまいります。平成27年度は、地域防災体制の充実・強化に併せて防災行政無線の運用を実施いたします。

(6) 本村の基幹産業は農業であり、農業を中心として他産業との連携を強化するとともに、これからも農作物被害防止施設等の整備推進を図り、災害に強い農業を目指します。農林水産業と観光を有機的に結び付けた振興策の推進に努力していきたくと考えております。

(7) 村民が住み慣れた地域で、健康に暮らせることは、村民誰もが等しく願うことです。このことを実現するためには、「自分の健康は自分でつくる」の認識のもと、村民が健康長寿を実現できるよう、今後もきめ細やかな相談・健診体制の充実・強化に努めてまいります。

(8) 高齢者や障がい者等を含む全ての村民が、生きがいのある豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会を実現するため、保健・医療・福祉が調和のとれた総合的な地域福祉の充実に努めます。

(9) 平成27年度より子ども・子育て支援新制度がスタートします。保護者の就業環境の充実と二重保育の課題を解消し、幼稚園での午後の預かり保育を実施致します。さらに、幼児教育の充実を図るため、これまで部署の異なっていた幼稚園と保育所の管轄を教育委員会に一元化し、幼保連携推進室を設置致します。総合的な子育て環境の整備と中・長期の子ども・子育て支援計画の推進を図ります。

(10) 平成24年度から実施してきた北山学園構想を、平成27年度より北山学園プロジェクトとして充実・強化してまいります。

「人材を持って資源となす。」と言われるように日本一の教育立村、今帰仁村の構築の為学力の向上はもとより、キャリア教育を充実し、これまでの北山学園構想の事業を更に継続・進化させ、地域型就業意識向上支援事業を活用し、地域貢献・社会貢献できる人材の育成を目指します。

以上、私の村政運営にあたっての概要を述べましたが、これらの施策を展開するには財政的な裏付けが必要不可欠であることは言うまでもございません。

本村は平成24年度決算で国保会計の影響で初の連結赤字に陥り、平成25年度連結赤字比率が前年度より1.45ポイント悪化しております。

平成27年度も厳しい財政運営を強いられている財政状況であることから、引き続き行財政改革を継続断行しなければなりません。

私の信条である「平和で豊かな村づくり」を図ることで村民福祉の向上に誠心誠意努力していく所存であることを決意いたしております。

#### 当初予算案について

##### ○一般会計について

平成27年度の当初予算総額は、4,984,734千円で対前年度比3.8%の減となっています。その主な要因としましては、一括交付金の特別枠である今帰仁村地域安心・安全告知整備事業の減によるもので、総務費は、221,489千円の減となっています。

一方、農林水産業費では、166,770千円の増となっており、災害に強い栽培施設の整備事業の増が主な要因となっています。

一般会計に占める割合が3割にも達する民生費につきましては、対前年度比2.0%の減となっているも

の、一般財源の必要額は、883,012千円で、なお増加傾向を示しています。

このようなことから、自主財源である村税等のさらなる収納率向上に向けた体制づくりを行うとともに、歳出においても、補助事業導入を最優先に掲げ、国保特別会計赤字財源確保の為、全庁的に経費削減に努め、今後とも健全な財政運営に向けて、取り組みを進めてまいります。

#### ○国民健康保険特別会計について

本村の国民健康保険を取り巻く環境は、医療費の伸びや累積赤字の影響もあって年々厳しい状況が続いておりますが、平成27年度の国民健康保険特別会計については、総額1,666,791千円を計上し、昨年度より2.6%の減となっております。今年度も引き続き、一般会計からの繰り入れや内部努力等により、国民健康保険の健全運営に努めてまいります。

#### ○後期高齢者医療特別会計について

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、平成27年度の後期高齢者医療特別会計については、総額82,999千円を計上し、昨年度より1.0%の増となっております。今年度においても高齢者の医療費を安定的に支えてまいります。

#### ○簡易水道事業会計について

平成27年度の簡易水道事業会計の総額は1,188,666千円で6.8%の増となっております。増の主な要因は、営業費用の配水及び給水費、受水費となっております。

#### 自主財源の確保について

##### ○税収の向上に向けて

村税は、歳入の根幹をなすものであり、自主財源としての税収確保は極めて重要であります。しかし、村内の企業及び個人における所得の増加や景気の回復については、未だ不透明なことから、税務行政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、村税収入の維持・拡大を図るためには、本村の特性を生かした産業の育成に加え、産業の活性化に資する企業を積極的に誘致し、雇用の機会や消費の拡大を図り、村経済の活性化に積極的に取り組んでいかななくてはなりません。

また、収納向上対策については、滞納管理システムの導入や名護県税事務所による併任制度の活用等、これまでも様々な取り組みを行い、一定の成果をあげております。引き続き、徴収職員や村税等滞納整理嘱託員の徴収技術の一層の向上に努めるとともに、名護税務署や名護県税事務所との連携を密にし、村税の適正課税と徴収率の向上を図り、安定的な自主財源の確保に努めてまいります。

#### ○納税意識の高揚を図るために

村民の皆様は村税が果たしている役割を正しく理解していただくため、村広報紙やホームページ等を活用し、納税意識の高揚と税に対する啓発活動を引き続き推進していきたいと考えております。

次代を担う児童・生徒には、税の意義や役割を正しく理解してもらい、租税に対する理解が村民各層に広がっていくことを目的として名護税務署と連携し、租税教室を開催します。また、税に関することをテーマとした標語や作文を書くことをとおして、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくことを目的に「税の作文・標語コンクール」を開催し、租税教育の充実を図ってまいります。

#### 安心できる窓口「住民サービス」の向上について

住民サービスの向上を図るため、行政は住民に対するサービス業であるという意識を徹底するとともに、常日頃から細心の気配りを心がけ、親切、丁寧で誠意を持って接し「さわやかな親しみのある窓口」を目指します。

窓口業務における住民サービスの更なる充実を図るため、常に村民の立場に立ち、正確かつ迅速に対応するとともに、一層きめ細かなサービスに努めてまいります。

#### 福祉保健行政の推進について

##### ○地域福祉について

誰もがいきいきと安心した生活を送ることができる地域社会を目指し、医療・介護・保健・福祉が連携した全ての村民にやさしい村づくりを推進します。また災害時はもとより、平常時においても独居高齢者や障がい者等の見守りなど、地域で支え合う体制づくりを構築する「要援護者避難計画」の整備に取り組みます。そのほか、低所得者及び子育て世帯に対して臨時給付金事業、子育て臨時給付金事業を今年度も実施します。

##### ○子育て応援について

安心して子育てのできる環境づくりを図るため、保育施設の老朽化や待機児童の解消等、本村の抱える課題改善に向け、事業所内保育所の設立支援や「幼保連携一体化施設・認定子ども園」の基本計画策定、民設民営保育園の誘致を積極的に行い、幼児教育、保育の受け皿整備と公立保育所の再編を進めてまいります。

また、子育て家庭の医療費の負担軽減を図る「こども医療費助成事業」や「未熟児養育医療給付事業」を引き続き実施するとともに村内の生後6か月の乳児に支給される「すこやか子育て支援金制度」については、給付額の見直しを行い、第3子以降へ増額支給いたします。

○母子及び父子の福祉について

育児の悩みや仕事と家庭の両立等、必要な情報収集や資格取得など、自立支援に取り組む村母子会の組織活動を支援します。また、ひとり親世帯への医療費助成事業を継続実施します。

○高齢者福祉について

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活をすごせるよう介護予防に関する知識の普及や地域住民による主体的な介護予防への取り組みを支援するとともに、村老人クラブ連合会や各字老人クラブへの活動支援を行い、高齢者が培った経験や知識・技能が活かされる豊かで活力に満ちた地域社会を維持します。

○介護保険について

医療・介護の連携、生活支援と介護予防、住まいの確保を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、「訪問介護」や「通所介護」を段階的に村が取り組む地域支援事業へ移行するなど、高齢者や地域住民、ボランティア等を中心とした互助活動による介護サービスを実施します。

今年度は、第6期介護保険計画（平成27年度～平成29年度）に基づき、地域密着型認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の西地区への増設を公募し、認知症高齢者や家族介護者が安心して暮らせる村づくりに努めます。

○障がい者福祉について

地域で安心して暮らせるよう「第4期障害福祉計画」（平成27年度～平成29年度）に基づいた障害福祉サービスの提供や相談支援事業を行い、障がいのある方やその家族に対し、日常生活及び社会生活の総合的な支援に取り組みます。

○健康づくりの推進について

村民の日常的な運動習慣の定着と自らの健康意識の向上を図るため、今年1月から毎週日曜日の早朝、各公民館を巡回する「なきじん村民ウォーク」を継続的に開催しています。また、病気の予防と早期発見、早期治療の観点から、各世代への健診、保健指導、相談、食育に関する事業を展開し、村民と共に疾病予防施策や健康づくりを推進します。

母子保健事業につきましては、高額な不妊治療に対する助成のほか、妊娠期から子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、平成27年度は保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、対象者への包括的な支援を行います。

また、健康と観光を結びつける「今帰仁村健康長寿村プロジェクト」については、本村の健康でいきいきと暮らす高齢者の生活習慣をモデルとした「ヘルスツーリズム」の事業化に向け、今年度も県外からのモニターツアーの実施と地域の健康課題の改善に取り組む「健康作戦会議」を行うなど、村民自ら実践し、

参加できる「健康長寿村づくり」を推進してまいります。

#### ○後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療につきましては、運営主体の沖縄県後期高齢者医療広域連合や村内関係機関との連携を図り、生活の質を確保する保健事業を推進するとともに、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう、制度の円滑な運営に努めてまいります。

#### ○国民健康保険事業の運営について

財政状況の厳しい国保事業の健全な運営を図るため、予防事業のほか、ヘルスアップ事業や保健事業等において生活習慣病のリスクの高い方を抽出し、健診結果やデータの分析を踏まえた計画的な保健指導の継続により、医療給付費の抑制に努めます。また、保険税の収納対策として口座振替の推奨やこまめな納付相談等を行い、収納の確保と被保険者間の負担の公平化を図ります。

#### ○環境衛生について

豊かな生活環境を次世代に引き継ぎ、適正なごみ処理と減量化を推進する「燃えるごみと粗大ごみ」の有料化については、平成28年2月から実施します。これまで以上に村民、事業者、行政それぞれの立場から役割と責任を分担した取り組みへのご協力とご理解をお願いするとともに、資源ごみの回収やごみ排出抑制、不法投棄パトロールや海岸漂着物清掃対策に取り組めます。

また、「今帰仁村墓地基本計画」の策定や地球温暖化対策のためのCO<sub>2</sub>排出削減の取り組み、そのほか、野犬対策、タイワンハブ等の有害生物の駆除、撲滅に努め、村民が安心して暮らせる環境づくりに取り組めます。

#### 農林水産業の振興について

##### ○農業の振興について

本村の基幹産業である、農業を中心として、二次産業、三次産業などの他産業と一体的に振興を図る積み上げ方式の産業振興を目指してまいります。

これまで、スイカをはじめ、輪ギク、小ギク、甘藷、マンゴーが県の園芸拠点産地の認定を受けております。

平成27年度の主な新規事業としては、集落基盤整備事業（今帰仁西地区）を計画しております。

継続事業としては、有害鳥獣駆除対策事業、団体営かんがい事業（両運天地区、天底第1地区）の事業実施と、東日本大震災や台風被害で農林漁業セーフティネット資金を借り受けた農家の支援として、農業災害対策特別資金利子補給金事業を実施してまいります。

特に、農業生産基盤整備につきましては、災害に強い栽培施設の整備事業、園芸拠点産地成長戦略事業の支援策を県へ積極的に要請してまいります。

また、「人・農地プラン」の一環で、担い手育成を支援する青年就農給付金事業（経営開始型）、新規就農一貫支援事業を推進してまいります。

耕作放棄地の対策につきましては、農業委員会等と協力してその解消に取り組んでまいります。

#### ○畜産の振興について

本村は、肉用牛（子牛）の拠点産地の認定を受け、県内でも有数の畜産業が盛んな村であり、さらに、村和牛改良組合などが中心となって、繁殖雌牛の改良や子牛の育成技術の向上など、関係機関と地域が一体となって安定生産、飼育に取り組んでおります。

主な継続事業として、優良種畜の導入を促進するため今帰仁村優良雌牛導入支援事業を実施してまいります。

また、和牛改良や飼養技術等の向上を図るため肉用牛と山羊の共進会を平成27年度も開催してまいります。

#### ○林業の振興について

適切な森林整備を通じて、森林レクリエーションやグリーンツーリズム等により村外観光客の誘致を促し、森林を健康づくりや癒しの場及び野外活動の場として、乙羽岳森林公園施設の活用を推進してまいります。

これまでも継続的に実施してきた松食い虫防除については、重点地区を定めて実施していますが、歴史的にも価値が高い琉球松が多い村であることから国や県の協力のもと本村特有の松並木の景観保全に努めてまいります。

また、村内保安林についても、防風防潮効果を高め、村民生活の安定と農産物被害の低減を図るため、県営防風林造成事業や県営海岸防災林事業の実施についても県へ要請してまいります。

特用林産物の振興については、村内で大規模生産しているエノキタケ、エリンギ、しいたけ等の生産出荷施設があり、現在、県内量販店を中心に出荷・販売されており消費需要も拡大しております。特用林産物の生産については、今後の動向を見据えながら同施設の活用や販路拡大の支援をしてまいります。

#### ○水産業の振興について

水産業の振興を図るため、新規事業として「漁村再生交付金事業の活用による運天漁港の整備」を平成27年度から平成31年度にかけて実施してまいります。平成27年度は主な事業として運天漁港航路浚渫工事を計画しております。

また、継続事業として、つくり育てる漁業を推進するため、漁業協同組合と連携した沿岸漁場へのウニ放流事業への支援、安定した漁獲量を確保するため、保護区域や漁期を設ける資源管理型漁業への支援、さらに、漁場を守るためにオニヒトゲ駆除事業等の支援をしてまいります。

#### ○商工観光の振興について

村では、これまでと同様に村商工会、村観光協会と連携をとりながら、商工業と観光の振興を図ってまいります。

地域の求職者の雇用機会を創出する取り組みを支援する雇用対策事業、「沖縄県緊急雇用創出事業」を導入し、3件の継続事業を実施することにより、産業の振興と雇用機会の拡大に取り組み、地域活性化を促進してまいります。

観光の振興については、村商工会、村観光協会と連携し着地型・周遊観光を目指します。また、観光ルート上に地域特産品を販売し、村食材を使った食事等が楽しめる地産地消を促進する施設の活用等、体験型農業、民泊、ヘルスツーリズム等の地域資源を活かした、地域住民が主体となった地域交流型の施策を実施してまいります。

継続事業としては、観光力強化事業として「古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村」・「現代版組踊北山の風」・「今帰仁グスク桜まつり」を実施致します。また、環境美化保全推進事業として村内観光地の環境美化を平成27年度も引き続き実施してまいります。

また、平成27年度の新規事業として「今帰仁村観光情報発信強化事業」を実施して今帰仁村観光案内板の設置、年間を通して行われる各種イベントの周知及び特産品の情報発信を強化してまいります。

#### 建設事業について

本村において、社会資本の整備が進む中で、さらなる生活環境の改善向上、車輛利用の機会が増えたことにより、各種施設の整備など、村民の行政に対する要望はますます強まり、多様化しております。

村民のニーズに応えるため、産業の振興、村民生活の利便性の向上、交通安全対策、生活環境の改善など、建設事業を推進してまいります。

平成27年度も継続事業として環境保全美化推進事業、景観形成強化事業、今帰仁城跡周辺環境整備事業、風景づくり推進事業、村道与那嶺諸志線道路改築事業、村道古宇利線改良事業を実施してまいります。

また、村づくり交付金事業については3地区で事業を実施してまいります。

新規事業として、村営兼次第2団地新築事業と村道呉我山仲山橋の設計委託を実施してまいります。

運天港については、運天港施設内の緑地公園を利用して、今帰仁村、伊是名村、伊平屋村の三村交流事業「いいな運天港いちやり場まつり」のイベントを開催し、運天港活性化に向けて取り組んでまいります。

#### 水道事業について

平成27年度は諸志地区の配水管布設、今泊配水池及び今泊増圧ポンプ場増設、導水管整備工事を実施してまいります。

また、天底地区においては水需要の増加に伴う古宇利配水池の築造及び配水管布設工事等を実施してまいります。

さらに、湧川地区においては配水管布設工事等の施設整備を実施してまいります。

今後も、簡易水道事業統合計画に基づき、上水道事業に向けて取り組んでまいります。

## 学校教育の充実について

### ○北山学園プロジェクトへの充実強化について

平成24年度より、本村、幼児・児童生徒の学力向上と人格形成をねらいに幼稚園から高等学校までの連携教育を充実させ、地域型の一貫教育施策を展開してきました。

今後、村内外の人材を活用した取組等により、キャリア教育を最重点施策として日本一の教育立村今帰仁を目指してまいります。

昨年までの北山学園構想の事業を継続・強化し、更に保育所を含めた新たな事業展開を行い、北山学園プロジェクトとして充実、発展を図ってまいります。

### ○豊かな心を培う教育の推進について

今帰仁村は、教育立村と言われそれを誇りに歩んできました。これからも子供達一人ひとりの個性を大切に、人間として調和のとれた成長が遂げられるよう環境を整備してまいります。

学校においては、道徳教育や特別活動を充実させ、ボランティア活動や自然体験活動等の豊かな体験を通じた心の教育に取り組んでまいります。

また、地域の伝統や文化に誇りを持ち、「文化村今帰仁」の担い手となる子供達を育成してまいります。

### ○確かな学力の推進について

学校の教育活動を通じて、幼児・児童生徒一人ひとりにこれからの社会変化に主体的に対応できる資質や能力を培い、「確かな学力」の育成を図ります。

さらに、「学校での学び」と「実社会」とのつながりを実感させ、主体的な学びを形成し、「夢や希望」の実現を目指します。

### ○たくましい心と体を育む教育の推進について

学校における体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体として捉え、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培う観点に立ち、自ら運動する意欲を育み積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、基礎的な体力を高めてまいります。

豊かな学校生活を営むためにも運動部活動については、生徒が自己の能力に応じて、より高い水準の技能や記録に挑戦する環境を整えるため、外部指導者の活用を促進しながら学校と連携して更なる活性化を図ってまいります。

### ○学校・家庭と連携した食育の推進について

学力向上施策の一環である「早寝・早起き・朝ごはん」や国・県の食育の推進を受けて平成23年度より村内小・中学校で「子供が作る弁当の日」を実施しております。平成27年度も食育の更なる充実・発展に努めてまいります。

また、農業と教育をつなぎ本村の特性に応じた施策を推進します。

#### ○幼稚園及び各学校の教育環境の整備について

特色ある学校、魅力ある学校づくりのため、教育環境の整備、環境美化などについて、学校、家庭、地域、行政が連携して学校教育を支援してまいります。

また、特別な支援を要する幼児・児童生徒に対してもこれまで同様、人材を配置し積極的な支援と個に応じた指導の推進を図ってまいります。

子ども・子育て新制度がスタートし、幼稚園において、午後の預かり保育を実施し、保護者が働きやすい子育て環境づくりに努めます。

#### ○家庭・地域における取組について

本村の児童生徒の良さと課題についてよく見極め、子供の情緒を安定させ安心して生活できる環境をつくることや基本的な生活習慣を身につけることの大切さを家庭・地域に説明し、理解を深めてまいります。

具体的な取組としては、「あいさつ」の村づくり宣言の推進、目指そう日本一の「教育立村今帰仁」を掲げ、家庭学習の習慣化や読書活動を推進し、学校・家庭・地域が連携を図り取り組んでまいります。

#### ○社会教育の振興と生涯学習の推進について

待望の村立図書館が平成26年7月に開館し、読書や読み聞かせ等村民に広く活用されています。また、対米請求権地域振興事業により子ども向け絵本を中心に書籍約1,000冊を購入しました。今年度も同事業を継続し施設の充実を図ってまいります。

平成27年度は中央公民館を核として公民館講座や高齢者学級、組踊公演、婚活事業等を実施し、社会教育の振興と生涯学習を推進し、地域社会の教育力の向上に努めてまいります。

乳幼児、児童生徒の豊かな人間性を育むため平成27年度も引き続き、ブックスタートや読み聞かせを重点に学習機会・自然体験の充実を図ると共に、子ども会、ジュニアリーダーの育成を支援し、子ども達の「生きる力」を育ててまいります。また、山形県酒田市児童との交流事業の「今帰仁村ふれあい少年の翼」も継続してまいります。

#### ○文化財行政について

平成27年度は今帰仁城跡の大隅城壁崩落箇所の修復を最優先に整備を図ってまいります。また、観光力基盤強化事業でトイレを増設し観光客の利便性の向上を図り誘客に努めてまいります。

歴史文化センターは、平成26年度で作成した金装宝剣千代金丸の複製品の常設展示を行ってまいります。また、調査研究した成果を地域に還元していく施設として、歴史・文化等の継承及び活用に努めてまいります。

○社会体育スポーツの振興について

村民に手軽にスポーツに親しんでもらうための環境づくりを積極的に努め、スポーツ推進委員や村体育協会及び総合型地域スポーツクラブ・ナスクと連携を図ってまいります。

村総合運動公園の施設の充実を図るため、「今帰仁村総合運動公園施設強化事業（一括交付金事業）」を活用し平成24年度から整備を進めています。平成27年度はプールの改修工事を実施してまいります。

4. おわりに

これまで平成27年度の村政運営の基本姿勢と施策並びに予算案について申し上げてまいりましたが、予算の執行にあたりましては全職員が一体となって、なお一層の努力をしていく所存であります。

ここに今帰仁村議会議員をはじめ、村民各位のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、平成27年度の施政方針といたします。

平成27年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

○ 議長 東恩納寛政君 以上をもって村長の施政方針を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時10分)

日程第6. 「発委第1号 今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。久田浩也議会運営委員長。

○ 議会運営委員長 久田浩也君

発委第1号

平成27年3月4日

今帰仁村議会議長 東恩納 寛 政 殿

提出者

議会運営委員長 久 田 浩 也

今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項、及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

## 提案理由

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、今帰仁村議会委員会条例第17条を改正するものである。

### 今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例

今帰仁村議会委員会条例の一部を次のとおり改正する。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第17条の規定は適用せず、この条例による改正前の第17条の規定はその効力を有する。

新旧対照表におかれましては、お目通しいただきたく存じます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第7. 「議案第1号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第1号

### 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

## 提案理由

企画部門の強化、子ども・子育て支援の推進を図るため、この議案を提出します。

### 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について

今帰仁村課設置条例（平成13年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中 総務課の次に「企画財政課」を加える。

第2条を次のとおり改める。

「第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

#### 総務課

- (1) 組織、人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (2) 議会に関すること。
- (3) 文書及び例規に関すること。
- (4) 防災及び交通安全に関すること。
- (5) 広報・広聴に関すること。
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (7) 電算全般に関すること。
- (8) 他課の所管に属さないこと。

#### 企画財政課

- (1) 普通財産に関すること。
- (2) 村勢振興及び地域総合開発に関すること。
- (3) 企画に関すること。
- (4) 統計に関すること。
- (5) 財政及び予算に関すること。

#### 住民課

- (1) 戸籍及び住民登録に関すること。
- (2) 窓口業務に関すること。
- (3) 村民税及び県民税の賦課徴収に関すること。
- (4) 固定資産評価に関すること。
- (5) 土地家屋に関すること。
- (6) 環境衛生に関すること。
- (7) 公害に関すること。

#### 福祉保健課

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 高齢者福祉・保健に関すること。
- (3) 心身障害者福祉に関すること。
- (4) 国民年金に関すること。
- (5) 保健予防に関すること。
- (6) 老人保健に関すること。
- (7) 後期高齢者医療に関すること。

- (8) 国民健康保険に関すること。
- (9) 介護保険に関すること。
- (10) 児童福祉に関すること。(ただし、保育所及び要保護児童関係を除く。)

#### 経済課

- (1) 農林水産及び畜産に関すること。
- (2) 農地及び農道に関すること。
- (3) 農業振興に関すること。
- (4) 土地改良事業に関すること。
- (5) 農林土木に関すること。
- (6) 商工観光に関すること。

#### 建設課

- (1) 土木に関すること。
- (2) 住宅及び建築に関すること。
- (3) 道路河川及び港湾に関すること。
- (4) 各公共施設の建築に関すること。
- (5) 簡易水道事業の管理運営に関すること。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上、次のページに新旧対照表が添付されておりますけれども、これにつきましてはお目通しを願いたいと思います。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第8. 「議案第2号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第2号

今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

附属機関の廃止に伴い、改正する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

今帰仁村附属機関の設置に関する条例（昭和60年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条別表を次のとおり改める。

別表

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事務
村長	健康づくり推進協議会	地域に密着した総合的健康づくりに関する重要事項の審議に関すること。
村長	障害児保育運営協議会	保育を必要とし、かつ心身に障害を有する児童の保育に関する重要事項の審議に関すること。
村長	運天港活用推進協議会	運天港の活用を図るため離島航路の運天港利用について受入推進に関すること。
農業委員会	今帰仁村小作料協議会	農地法第24条の2に基づき農業委員会が定める標準小作料を設定又は改定するにあたり重要事項についての意見の答申に関すること。
教育委員会	歴史文化センター運営協議会	歴史文化センターの運営及び事業計画に関すること。
村長	今帰仁村土地利用審議会	開発と保全の適正化に関する調査、審議、答申に関すること。
村長	旧今帰仁村立小中学校統合後跡利用審議会	村長の諮問に応じて、旧今帰仁村立小中学校統合後跡利用に関する必要な事項を調査審議し、村長に答申する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

- 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時20分)
- 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時21分)

日程第9. 「議案第3号 今帰仁村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

## 議案第3号

### 今帰仁村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるため、この議案を提出します。

### 今帰仁村総合計画審議会条例の一部を改正する条例

今帰仁村総合計画審議会条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「委員」を「教育長又は委員」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の今帰仁村総合計画審議会条例第3条の規定は適用せず、改正前の今帰仁村総合計画審議会条例第3条の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第10. 「議案第4号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第4号

### 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行並びに企画部門の強化、幼児教育・保育行政の連携推進に伴い、改正する必要があるため、この議案を提出します。

#### 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員定数条例（昭和47年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に改める。

第2条第2号中「93」を「71」に、同条第4号中「22」を「45」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次ページ以降、新旧対照表を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第11. 「議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第5号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行、幼稚園教諭並びに保育士等の人材確保と処遇改善、「今帰仁村墓地基本計画」の策定を目的とした今帰仁村墓地基本計画策定委員会を設置するため、この議案を提出します。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会 委員長	月額 48,600	円
〃 委員	〃 45,900	

」

を

「

教育委員会 委員	月額 45,900	円
----------	-----------	---

」

に

「

今帰仁村景観委員会 委員長	日額 4,400
〃 委員	〃 4,000

」

を

「

今帰仁村景観委員会 委員長	日額 4,400	
〃 委員	〃 4,000	
今帰仁村墓地基本計画策定委員会 委員長	〃 4,400	
〃 委員	〃 4,000	
今帰仁村幼稚園教諭・ 保育士等嘱託員	幼稚園教諭	月額 165,000～185,000
	保育士	〃 165,000～185,000
	調理員	〃 165,000～170,000

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第12. 「議案第6号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第6号

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるため、この議案を提出します。

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の費用弁償に関する条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「参加した者」の次に「並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第5項の規定による意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者

又は学識経験者」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上です。

- 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時30分)

午 後

- 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時37分)

午前中の休憩に引き続き日程第13に入る前に、今回は特に朝からの議会の中でもいろいろ差し替えが続きまして、1日に二度ということもありましたので、その件につきましては、副村長からあいさつ、謝罪の言葉をいただきたいと思います。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 皆さん、こんにちは。午前中から提案議案の添付資料のミスがございまして、大変議員の皆さんにはご迷惑をおかけいたしております。今回、議案第7号でございましてけれども、添付された資料が全く別の資料が添付されておりましたことに対しまして、おわび申し上げます。全く別のものございまして、議案提案前ございまして、議長の許可を得まして差し替えをさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。今後、こういうことがないように十分注意してチェックをしていきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。申し訳ございません。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいま副村長からありましたとおり、文書の差し替えについての訂正がありました。なお、申し上げておきたいと思います。朝からいろいろありまして、各課長及び最高責任者であります村長を含めて、常に厳正なる気持ちで持って議事に臨んでほしいと強く要望いたしまして、この件については、解決したものと理解します。

なお、日程第13については、議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、先ほど村長から質疑に入る前の議案の訂正の申し出がありますので、お手元に配りました訂正表のとおり、許可いたしましたので、ご了承願ひします。

なお、議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、手元に配りました議案と取り替えることといたします。

日程第13. 「議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第7号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正  
する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるため、この議案を提出します。

### 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

（3）教育長

別表第1中

「

副村長	571,900円
-----	----------

」

を

「

副村長	571,900円
教育長	536,700円

」

に改める。

別表第2中「副村長」を「副村長  
教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第1条、別表第1及び別表第2の規定は適用せず、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第1条、別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第14. 「議案第8号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第8号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例  
について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるため、この議案を提出します。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年条例第26号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第15. 「議案第9号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第9号

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

人事院勧告、沖縄県人事委員会勧告に基づき、今帰仁村職員の給与の改定を行うため、本案を提出します。

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号行政職給料表（別表第1）を次のように改める。

第5条第1項第2号教育職給料表（別表第2）を次のように改める。

第19条の4第2項中「100分の82.5」を「100分の75.0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の今帰仁村職員の給与に関する条例は平成27年4月1日から適用する。

（給料表の改定に伴う経過措置）

- 2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を平成30年3月31日まで給料として支給する。

次ページ以降、別表1、別表2を添付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。以上です。

別表第1（第5条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800
2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000
3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300
4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800

30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400

65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			

100	294,600	342,500		
101	294,800	342,800		
102	295,100	343,200		
103	295,500	343,600		
104	295,800	344,000		
105	296,000	344,500		
106	296,300	344,900		
107	296,700	345,300		
108	297,000	345,700		
109	297,200	346,200		
110	297,600	346,600		
111	298,000	346,900		
112	298,300	347,200		
113	298,400	347,700		
114	298,700			
115	299,000			
116	299,400			
117	299,600			
118	299,800			
119	300,100			
120	300,400			
121	300,800			
122	301,000			
123	301,300			
124	301,600			
125	301,900			

別表第2（第5条関係）

教育職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	137,600	187,700	223,900	258,300
2	138,700	189,500	225,500	260,400

3	139,900	191,300	227,100	262,300
4	141,000	193,100	228,700	264,400
5	142,100	194,700	230,300	266,300
6	143,200	196,500	232,000	268,300
7	144,300	198,300	233,600	270,400
8	145,400	200,100	235,200	272,500
9	146,500	201,800	236,800	274,600
10	147,900	203,600	238,400	276,600
11	149,200	205,400	240,000	278,700
12	150,500	207,200	241,600	280,800
13	151,800	208,800	243,200	282,800
14	153,300	210,400	244,700	284,900
15	154,800	212,100	246,200	286,900
16	156,400	213,900	247,700	289,000
17	157,700	215,600	249,200	291,000
18	159,200	217,300	251,100	293,000
19	160,700	219,000	252,900	295,100
20	162,200	220,600	254,700	297,100
21	163,600	222,200	256,400	299,200
22	166,300	223,900	258,300	301,300
23	168,900	225,600	260,200	303,300
24	171,500	227,200	261,900	305,400
25	174,200	228,700	263,900	307,200
26	175,900	230,300	265,800	309,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400
28	179,300	233,200	269,500	313,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400
30	182,600	235,800	273,100	317,400
31	184,400	237,000	275,000	319,500
32	186,100	238,300	276,800	321,600
33	187,700	239,600	278,500	323,100
34	189,200	241,000	280,400	325,100
35	190,700	242,300	282,200	327,100
36	192,200	243,600	284,100	329,200
37	193,500	244,600	285,800	331,100

38	194,800	246,100	287,500	333,000
39	196,100	247,700	289,300	335,000
40	197,400	249,200	291,100	336,900
41	198,700	250,600	292,800	338,800
42	200,000	252,000	294,500	340,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500
44	202,600	254,800	297,800	344,400
45	203,800	256,000	299,500	345,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300
47	206,400	258,700	302,800	348,800
48	207,700	260,100	304,500	350,300
49	208,800	261,400	305,700	351,900
50	209,900	262,500	307,200	352,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900
52	212,100	265,100	310,400	354,900
53	213,300	266,200	312,000	355,800
54	214,300	267,300	313,600	356,900
55	215,300	268,600	315,200	357,800
56	216,300	269,900	316,700	358,900
57	217,100	271,000	318,200	359,800
58	218,100	272,000	319,400	360,500
59	219,000	273,100	320,600	361,200
60	220,000	274,200	321,800	361,900
61	220,800	275,400	322,500	362,300
62	221,800	276,400	323,400	362,900
63	222,800	277,300	324,200	363,600
64	223,800	278,300	325,000	364,300
65	224,500	279,100	325,900	364,600
66	225,500	280,000	326,300	365,300
67	226,500	280,800	327,000	366,000
68	227,600	281,700	327,800	366,700
69	228,400	282,700	328,600	367,000
70	229,200	283,500	329,300	367,600
71	230,000	284,300	330,000	368,300
72	230,800	285,100	330,700	368,900

73	231,600	285,900	331,200	369,200
74	232,300	286,400	331,800	369,800
75	233,000	286,800	332,300	370,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100
77	234,400	287,400	333,200	371,500
78	235,200	287,800	333,700	372,000
79	236,000	288,000	334,100	372,600
80	236,800	288,400	334,600	373,100
81	237,500	288,600	335,000	373,600
82	238,200	288,800	335,500	374,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700
84	239,600	289,500	336,500	375,000
85	240,300	289,800	336,800	375,400
86	241,000	290,100	337,200	375,900
87	241,700	290,400	337,700	376,300
88	242,400	290,800	338,100	376,700
89	243,100	291,100	338,400	377,100
90	243,600	291,500	338,800	377,600
91	244,100	291,800	339,300	378,000
92	244,600	292,200	339,700	378,400
93	244,900	292,300	339,900	378,700
94		292,500	340,300	
95		292,900	340,800	
96		293,300	341,200	
97		293,500	341,300	
98		293,800	341,800	
99		294,200	342,200	
100		294,600	342,500	
101		294,800	342,800	
102		295,100	343,200	
103		295,500	343,600	
104		295,800	344,000	
105		296,000	344,500	
106		296,300	344,900	
107		296,700	345,300	

108		297,000	345,700
109		297,200	346,200
110		297,600	346,600
111		298,000	346,900
112		298,300	347,200
113		298,400	347,700
114		298,700	
115		299,000	
116		299,400	
117		299,600	
118		299,800	
119		300,100	
120		300,400	
121		300,800	
122		301,000	
123		301,300	
124		301,600	
125		301,900	

○ 議長 東恩納寛政君 日程第16. 「議案第10号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第10号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるため、この議案を提出します。

## 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削る。

第9条第1号中「副村長」の次に「、教育長」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の職員の旅費に関する条例第9条の規定は適用せず、改正前の職員の旅費に関する条例第9条の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第17. 「議案第11号 今帰仁村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第11号

今帰仁村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例について

上記議案について、別紙のとおり廃止したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

子ども子育て支援法の施行に伴う今帰仁村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例に移行する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例

今帰仁村立幼稚園保育料等徴収条例（昭和57年条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第18. 「議案第12号 今帰仁村立幼稚園預かり保育料条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第12号

#### 今帰仁村立幼稚園預かり保育料条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

今帰仁村立幼稚園において預かり保育を実施する必要があるため、この議案を提出します。

#### 今帰仁村立幼稚園預かり保育料条例

（趣旨）

第1条 この条例は、今帰仁村立幼稚園において実施する預かり保育の保育料（以下「保育料」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育料の額及び納期）

第2条 保育料は、幼児1人につき月額5,000円とする。

2 前項に規定する保育料は、当該月の10日までに納入するものとする。

3 月の途中で保育の開始又は中止をしたときの保育料は、預かり保育日数に250円を乗じた額とする。

（納入義務者）

第3条 保育料の納入義務者は、幼児の保護者とする。

（保育料の減免）

第4条 村長は、前条に規定する納入義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育料を減免することができる。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯

(2) その他特別の理由がある者

(保育料の返還)

第5条 すでに納入された保育料は、返還しない。ただし、村長が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(保育料に関する措置)

第6条 第3条に規定する納入義務者が滞納したときは、村長は、預かり保育を中止することができる。ただし、村長がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りではない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第19. 「議案第13号 今帰仁村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第13号

今帰仁村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

幼稚園児の給食の実施に伴い、管轄学校に幼稚園を加える必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村学校給食センター設置に関する条例の一部を改正する条例について

今帰仁村学校給食センター設置に関する条例（昭和47年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「

名称	位置	管轄学校
学校給食センター	今帰仁村字謝名574番地	小学校 中学校

」

を

「

名称	位置	管轄学校
学校給食センター	今帰仁村字謝名574番地	幼稚園 小学校 中学校

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

以上です。

- 議長 東恩納寛政君 日程第20. 「議案第14号 今帰仁村学校給食費徴収に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第14号

今帰仁村学校給食費徴収に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

幼稚園児の給食の実施に伴い、給食費の徴収が必要であるため、この議案を提出します。

## 今帰仁村学校給食費徴収に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村学校給食費徴収に関する条例（平成5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童及び生徒の保護者並びに学校の職員その他の給食受給者は」の前に「幼児、」を挿入する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第21. 「議案第15号 今帰仁村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第15号

### 今帰仁村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例 について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

### 提案理由

平成27年4月1日より冷房機器使用料の徴収に伴い、使用料の額を定める必要があるため、この議案を提出します。

### 今帰仁村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

今帰仁村コミュニティセンター設置及び管理条例（昭和59年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中別表－1に次を加える

冷房使用料

研修室A (各1台)	1時間につき 200円	
研修室B (各1台)	〃	
和室 (各1台)	〃	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

- 議長 東恩納寛政君 日程第22. 「議案第16号 今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第16号

今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する  
条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

沖縄振興特別推進市町村交付金により建設される地域活動拠点活性化施設の良好な管理及び運営を図るため、この議案を提出します。

今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の  
一部を改正する条例

今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中

「

名 称	今帰仁村地域活動拠点活性化施設
位 置	今帰仁村字上運天438番地

」

を

「

名 称	今帰仁村地域活動拠点活性化施設
位 置	今帰仁村字上運天438番地
位 置	今帰仁村字玉城611番地

」

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第23. 「議案第17号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第17号

今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

総合運動公園施設機能強化事業により改修された施設について、使用料を改めるため、この議案を提出します。

今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和60年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条別表第2表中

「

サブグラウンド照明施設	村内	1時間につき	1,000円
	村外	1時間につき	2,000円

」

を

「

サブグラウンド照明施設	村内	1時間につき	1,500円
	村外	1時間につき	2,500円

」

に、

第6条別表第4

「

種類	テニスコート使用区分		使用料	
			村内	村外
個人 使用	大人	一面1時間につき	100円	200円
	小中高校生	〃	50円	100円
	高齢者	〃	50円	100円
専用 使用	大人	一面1時間につき	80円	160円
	小中高校生	〃	40円	80円
(1) 延長1時間未満は1時間とみなす。但し2時間を限度とする。 (2) 夜間照明（ナイター）料金は1時間につき一面200円を徴収する。 1時間未満の使用料は1時間とみなす。 (3) 高齢者とは満65歳以上とする。				

」

を

「

テニスコート使用区分		使用料	
		村内	村外
大人	一面1時間につき	200円	400円
小中高校生	〃	100円	200円
高齢者	〃	100円	200円

(1) 延長1時間未満は1時間とみなし、2時間を限度とする。ただし、大会等の場合はその限りでない。

(2) 夜間照明(ナイター)料金は1時間につき300円を徴収する。  
1時間未満の使用料は1時間とみなす。

(3) 高齢者とは満65歳以上とする。

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第24. 「議案第18号 今帰仁村立保育所設置条例の全部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第18号

#### 今帰仁村立保育所設置条例の全部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行に伴い、今帰仁村立保育所設置条例の全部を改正する必要があるため、この議案を提出します。

## 今帰仁村保育所設置条例の全部を改正する条例

今帰仁村保育所設置条例（昭和52年条例第2号）の全部を次のように改正する。

### （設置）

第1条 家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（それぞれ児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児をいう。）その他保育を必要とする児童（以下「児童」という。）の保育を行うため、同法第39条に規定する保育所として、今帰仁村立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

### （名称、位置及び定員）

第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。

名称	位置	定員
今帰仁保育所	今帰仁村字天底91番地	90名
仲尾次保育所	今帰仁村字仲尾次684番地	60名
中央保育所	今帰仁村字平敷295番地	60名
仲宗根保育所	今帰仁村字仲宗根440番地 1	70名

### （事業）

第3条 保育所においては、次に掲げる事業を行う。

- （1）児童に対する保育
- （2）延長保育

2 前項第1号の保育は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の保育必要量（同条第1項の認定がなされていない児童にあつてはこれに相当するものとして村長が定める保育の量とし、第5条第3号に掲げる児童にあつては同法第28条第1項第2号の内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間とする。）の範囲内のものに限るものとする。

### （職員）

第4条 保育所に次に掲げる職員を置く。

- （1）所長
- （2）主任保育士
- （3）保育士
- （4）調理師
- （5）その他村長が必要と認めた者

2 前項の職員の定数は今帰仁村職員定数条例（昭和47年条例第24号）の定めによるところによる。

### （入所資格）

第5条 保育所に入所し、第3条第1項第1号の保育を受けることのできる資格を有する者は、次のとお

りとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童
- (2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童
- (3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童であって、  
村長が地域における教育（同法第7条第2項に規定する教育をいう。）の体制の整備の状況その他の  
事情を勘案して保育所において保育する必要があると認める者
- (4) その他村長が特に保育所において保育する必要があると認める児童  
(入所手続)

第6条 前条に定める資格（以下「入所資格」という。）を有する児童の保護者は、当該児童の保育所への入所を希望するときは、希望する保育所の名称、当該児童が同条各号のいずれに該当するかの別その他規則で定める事項を示して、村長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により村長が入所させる場合については、この限りでない。

2 前項の規定による申込み及びこれに対する承認その他の保育所への入所の手続については、規則で定める。

(入所の承認の取消し)

第7条 村長は、保育所に入所している児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の承認を取り消すことができる。

- (1) 入所資格を有しなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく長期間にわたって第3条第1項第1号の保育を受けた実績がないとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により入所の承認を受けたとき。
- (4) その他当該児童に第3条第1項第1号の保育を提供することが困難であると認められる事情として規則で定める事情が生じたとき。

(休所日)

第8条 保育所の休所日は、次のとおりとする。ただし、村長が必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 6月23日（慰霊の日）

(保育の停止)

第9条 村長は、保育所に入所している児童が感染症にかかったときその他特に必要があると認めるときは、当該児童の保育を停止することができる。

(保育料)

第10条 保育所に入所している児童（児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により村長が入所させた児童を除く。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の定めるところによる。

(延長保育事業)

第11条 第3条第1項第2号の延長保育事業は、休所日を除き、保育所に入所している保育短時間認定児童が、やむを得ない理由により第3条第1項第1号の保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。

2 その保護する児童について延長保育事業の利用を希望する保護者は、規則で定めるところにより、村長に申し込み、その承認を受けなければならない。

3 延長保育事業を利用する児童の保護者は、規則で定めるところにより、園児1人につき延長保育料を納付しなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、延長保育事業の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時13分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時29分)

日程第25. 「議案第19号 今帰仁村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第19号

今帰仁村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、今帰仁村支給認定及び保育施設等の利用

調整等に関する条例を定める必要があるため、この議案を提出します。

## 今帰仁村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条及び第87条並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の施行等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (支給認定の申請)

第3条 小学校就学前子どもの保護者は、法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子ども（第5条において「第2号又は第3号認定子ども」という。）に係る保育必要量の認定（以下「支給認定」という。）を受けようとするときは、規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。

### (利用の制限)

第4条 支給認定に係る小学校就学前子ども（次条において「支給認定子ども」という。）は、1人につき一の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用することができるものとする。

### (利用調整)

第5条 村長は、支給認定子ども（第2号又は第3号認定子どもに限る。）について、規則で定めるところにより、児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等（同項に規定する保育所、認定子ども園又は家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の利用についての調整を行うものとする。

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### (過料)

第7条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求め

られてこれに応じない者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(支給認定及び利用調整の特例)
- 2 この条例の公布の前日に保育所等の利用の申込み（平成27年4月1日を保育所等の利用の開始の日とするものに限る。）があったときは、支給認定の申請があったものとみなす。

以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第26. 「議案第20号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第20号

今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する  
条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例を定める必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）が負担すべき費用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(保育料)

第3条 保育料は次に掲げる額とし、規則で定めるものとする。

(1) 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで及び附則第9条第1項第1号から第3号までの政令で定める額を限度として当該支給認定保護者等の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して村が定める額

(2) 法附則第6条第4項の規定により保育費用を利用者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて村が定める額

2 前項の規定にかかわらず、月の途中において入所し、又は退所した場合におけるその月の保育料は、日割計算により算定した額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 保育料の算定に当たっては、当該年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。

(保育料の徴収)

第4条 村長は、村が設置する特定教育・保育施設において支給認定子どもに対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者等から、前条第1項第1号の額を徴収するものとする。

2 村長は、支給認定子どもに対して法附則第6条第1項の規定により、村が支払う保育費用に係る保育を特定保育所が行ったときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者等から前条第1項第2号の額を徴収するものとする。

(保育料の納入期限)

第5条 第3条の規定により徴収する毎月分の保育料の納入期限は、当月20日とする。

ただし、20日が今帰仁村職員の勤務時間、休暇に関する条例（平成7年条例第7号）第9条の各号に規定する村の休日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。

(保育料の減免)

第6条 村長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の還付)

第7条 既納の保育料は、還付しない。ただし、村長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第27. 「議案第21号 今帰仁村すこやか子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第21号

今帰仁村すこやか子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村すこやか子育て支援金の額の改正に伴い、この議案を提出します。

今帰仁村すこやか子育て支援金支給条例の一部を改正する条例

今帰仁村すこやか子育て支援金支給条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により登録されている者」を「に登録されている者」に改め、同条に次の1号を加える。

（4） 村民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、給食費、住宅使用料、保育料等でこれらのうち一つでも未納がある場合は完納後に交付する。

第3条中「対象児1人につき5万円とする。」を「第1子は20,000円、第2子は30,000円、第3子は70,000円、第4子以降は100,000円を交付する。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この順位については、同一世帯で扶養の実態に基づき村長が決定する。

第7条中「90日」を「6カ月」に改める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の今帰仁村すこやか子育て支援金支給条例の規定は、平成27年4月1日以後の出産について適用し、平成27年3月31日以前の出産については、なお従前の例による。

以上でございます。

- 議長 東恩納寛政君 日程第28. 「議案第22号 今帰仁村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第22号

#### 今帰仁村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例について

上記議案について、別紙のとおり提案したく議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

村の廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の分別など適正処理等に関する村の廃棄物行政の基本となる条例として、この議案を提出します。

#### 今帰仁村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例

##### (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに地域の環境美化を推進することにより、生活環境の保全、及び公衆衛生の向上を図り、もって村民の健康で快適な生活環境を図ることを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

##### (村の責務)

第3条 村は、一般廃棄物の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 村は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、収集作業方法等の改善を図り、その効率的な運営に努めなければならない。

3 村は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する村民及び事業者の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量等に関する村民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(村民の責務)

第4条 村民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用や不用品の活用等により廃棄物の再生利用に努め、その生じた廃棄物を分別排出し、これを自ら適正に処分すること等により、廃棄物の減量その他適正処理に関し村の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し村の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川、海浜、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

(土地の管理)

第7条 土地の占有者は、その占有する土地に廃棄物が捨てられることのないよう、その周囲に囲いを設ける等適正な管理に努めなければならない。

2 土地の占有者は、当該占有する土地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

3 村長は、前2項の規定において必要があると認めるときは、その土地の占有者に対し改善その他の措置を講ずるよう指示することができる。

(一般廃棄物減量等推進審議会)

第8条 一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する事項を審議するため、今帰仁村一般廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

(一般廃棄物処理計画)

第9条 村長は、法第6条の規定に基づき、中長期的な視点に立った一般廃棄物の減量及び処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

3 村長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき又は変更したときは、これを告示する。

(村による一般廃棄物の減量及び処理)

第10条 村は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準並びに一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する場合の基準は、法第6条の2第2項の規定によるものとする。

3 村は、一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を村民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 村は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき資源回収の促進、包装の簡素化、再生可能な容器の利用その他廃棄物排出の抑制の啓発に努めるものとする。

(事業者等による一般廃棄物の減量及び処理)

第11条 村民及び事業者並びに土地又は建物の占有者（以下「事業者等」という。）は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その排出した一般廃棄物のうち再生利用可能なものはなるべく再生利用を図るなどその減量に努めなければならない。

2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物にある一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、自ら処分するように努めなければならない。

3 事業者等は、その排出した一般廃棄物（一般廃棄物処理計画において村（村に委託されたものを含む。次項において同じ。）以外の者が収集、運搬及び処分するものとして定めた一般廃棄物に限る。）を適正に処理し、又は法第7条の規定に基づく許可を受けた者（法第7条ただし書の規定により許可を要しないとされたものを含む。次項において「一般廃棄物処理業者」という。）にその処理を委託しなければならない。

4 村長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者及び一般廃棄物処理業者以外の者に処理を委託している者に対し改善のための必要な指示を行うことができる。

(適正包装の推進等)

第12条 事業者は、製品、容器等の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、製品、容器等の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の使用に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、商品、製品等の購入者がその商品、製品等の購入に際して、その商品、製品等の適正な包装、容器等の選択ができるように努めるとともに、その商品、製品等の購入者が包装、容器等を不要とし、返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

(多量排出者)

第13条 村長は、規則で定める多量に一般廃棄物を排出する村民に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬又は処分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

- 2 村民等は、多量の一般廃棄物を排出する場合には、自らの責任で当該廃棄物が飛散及び流出しないような方法で運搬しなければならない。
- 3 村民等は、前項の一般廃棄物を村が指定する一般廃棄物処理施設へ搬入しようとするときは、村に届け出なければならない。

(共同住宅の建築時の事前協議)

第14条 規則で定める共同住宅を建築しようとする者は、あらかじめ、一般廃棄物の排出方法等について、村長と協議しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による協議において必要があると認めるときは、共同住宅を建築しようとする者に対し、一般廃棄物の排出方法等について必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(適正処理困難物の指定等)

第15条 村長は、村がその処理を委託している一般廃棄物のうちから、村の委託する施設の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているもの（法第6条の3の規定により指定されたものを除く。以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

- 2 村長は、前項の規定による指定を行ったときは、これを告示するものとする。
- 3 村長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の処理を適正に行うために必要な協力を求めることができる。

(排出禁止物)

第16条 村民等は、村が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく異臭、悪臭のある物
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、収集、運搬又は処分に支障が生ずる物

- 2 村民等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、村長の指示に従わなければならない。

(廃棄物再生事業者の協力)

第17条 村長は、一般廃棄物の減量を図るため、法第20条の2の規定に基づく登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

(改善勧告等)

第18条 村長は、第6条第3項、第11条第4項、第13条第1項、第14条第2項及び第16条第2項に規定する指示に従わない村民に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう勧告することができる。

2 村長は、前項に規定する勧告を受けたものが、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 村長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(一般廃棄物処理手数料等)

第19条 村長は、一般廃棄物の排出者から別表第1に定める手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。

3 村長は、天災その他特別の事情があると認められるときは、規則に定めるところにより第1項に規定する手数料を減免することができる。

(許可証の交付)

第20条 村長は、法第7条第1項及び第6項の許可、法第7条第2項及び第7項の許可の更新、法第7条の2第1項の変更の許可、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可、同条第2項の更新及び第37条の変更を行ったときは、許可証を交付する。

(許可手数料)

第21条 前条の規定により別表第2の左欄に掲げる許可を受けようとする者は、許可証の交付を受ける際、同表右欄に掲げる手数料を納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(報告の聴取)

第22条 村長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第23条 村長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する村民、事業所又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年2月1日から施行する。

以下、別表第1、別表第2が次に添付しておりますので、お目通しを願いたいと思います。以上でございます。

別表第1（第19条関係）

種別	区分	手数料
村が指定するごみ袋で収集、運搬し、本部町今帰仁村清掃施設組合で処分する家庭用一般廃棄物	もえるごみ袋	1枚につき
	大（90リットル）	60円
	中（45リットル） 小（30リットル）	30円 20円
一般廃棄物のうち村が収集、運搬し、処分する粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）による特定家庭用機器を除く。）	処理券（1個につき）	300円

別表第2（第21条関係）

区分	手数料
一般廃棄物の収集運搬業及び処理業の許可手数料	2,000円
一般廃棄物の収集運搬業及び処理業の変更許可手数料	2,000円
一般廃棄物の収集運搬業及び処理業の更新許可手数料	1,000円
浄化槽清掃業の許可手数料	2,000円
浄化槽清掃業の変更許可手数料	2,000円
浄化槽清掃業の更新許可手数料	1,000円
許可証の再交付手数料	1,000円

○ 議長 東恩納寛政君 日程第29. 「議案第23号 土地の取得について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第23号

土地の取得について

次により土地を取得したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

記

1 土地の表示

別 紙 (今帰仁村字今泊4619番外12筆)

2 取得の目的

史跡今帰仁城跡附シイナ城跡史跡等買上げ事業用地

3 取得価格

21,052,870円

4 契約の相手方

浦添市 玉城淳一外7名

次ページに土地の表示、その次には27年度の史跡と購入図面が添付してございますので、お目通しをください。以上です。

(別 紙) 土地 の 表 示

	字	小字	地番	地目	地積 (㎡)
1	今泊	ハンタ原	4919番	畑	282㎡
2	〃	〃	4620番	原野	290㎡
3	〃	〃	4656番 1	原野	303㎡
4	〃	アタイ原	4965番 1	原野	1,897㎡
5	〃	〃	4965番 2	原野	92㎡
6	〃	〃	4975番	畑	712㎡
7	〃	〃	4991番	畑	20㎡
8	〃	〃	5039番	畑	349㎡
9	〃	〃	5049番 1	畑	549㎡
10	〃	〃	5049番 2	原野	218㎡
11	呉我山	三謝原	63番 2	畑	1,525㎡
12	〃	〃	96番 1	山林	306㎡
13	〃	〃	97番	山林	2,821㎡
	合計		13筆		9,364㎡

○ 議長 東恩納寛政君 日程第30. 「議案第24号 土地改良事業の施行について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第24号

土地改良事業の施行について

土地改良事業を下記の事業計画概要のとおり施行したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

記

- |        |                |     |    |        |
|--------|----------------|-----|----|--------|
| 1 事業名  | 集落基盤整備事業       |     |    |        |
| 2 地区名  | 今帰仁西地区         |     |    |        |
| 3 事業工期 | 平成27年度～平成31年度  |     |    |        |
| 4 負担区分 | 国70%、県12%、村18% |     |    |        |
| 5 事業量  | (1) 農道         | 3路線 | 延長 | 675m   |
|        | (2) 農業用排水路     | 4路線 | 延長 | 1,635m |

提案理由

土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

事業計画一覧表と集落基盤整備事業区域設定図が次ページ以降添付してございますので、お目通しください。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第31. 「議案第25号 指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第25号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

1. 施設の名称 今帰仁村乙羽岳森林公園

2. 指定する団体 今帰仁村字仲宗根851番地1  
特定非営利活動法人 ナスク  
理事長 伊禮 正昭
3. 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第7号）の規定により、この議案を提出します。

以上でございます。

- 議長 東恩納寛政君 副村長、大変お疲れ様でした。

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会時刻 午後4時06分）